体))等の規定に基づき、金融庁長官が定める額を定める件(平成二十三年金融庁告示第二十五号) 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、及び保険業法施行規則別表(第五十九条の二第一項第五号ホ関係(保険会社単

第四 規則別表(第五十九条の三第一項第三号八関係(保険会社連結 改 正 案	第四(規則別表(第五十九条の三第一項第三号八関係(保険会社連結)現行
)法第百三十条第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次一	$\overline{}$
に掲げる額とする。	に掲げる額とする。
	四 (略)
2 規則別表 (第五十九条の三第一項第三号八関係 (保険会社連結)	2 規則別表 (第五十九条の三第一項第三号八関係 (保険会社連結)
)法第百三十条第二号に係る細目の項下欄九に規定する額は、連結)法第百三十条第二号に係る細目の項下欄八に規定する額は、連結
告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。	告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。
第五 規則別表 (第二百十条の十の二第一項第四号八関係 (保険持株	第五 規則別表 (第二百十条十の二第一項第四号八関係 (保険持株会
会社))法第二百七十一条の二十八の二第一号に係る細目の項下欄	社))法第二百七十一条の二十八の二第一号に係る細目の項下欄八
八に規定する額は、次に掲げる額とする。	に規定する額は、次に掲げる額とする。
	~四 (略)
2 規則別表 (第二百十条の十の二第一項第四号八関係 (保険持株会	2 規則別表 (第二百十条十の二第一項第四号八関係 (保険持株会社
社))法第二百七十一条の二十八の二第二号に係る細目の項下欄九))法第二百七十一条の二十八の二第二号に係る細目の項下欄八に
に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害	規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リ
リスク相当額とする。	スク相当額とする。